

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項)

2023 年 9 月 1 日

SMN株式会社

2023年9月1日

吸収合併に係る事後開示事項に関する書面

東京都品川区大崎二丁目11番1号
SMN株式会社
代表取締役 井宮大輔

当社は、2023年6月22日付で株式会社ゼータ・ブリッジ（東京都品川区大崎二丁目11番1号、以下「ゼータ・ブリッジ」という。）との間で締結した合併契約書に基づき、2023年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ゼータ・ブリッジを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の定めに従い、以下のとおり本合併に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2023年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 反対株主の差止請求（会社法第784条の2）

ゼータ・ブリッジは、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第785条）

ゼータ・ブリッジは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

ゼータ・ブリッジは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

ゼータ・ブリッジは、会社法第789条第2項の規定により、2023年7月31日付の官報および同日付の日刊工業新聞において、債権者に対し本合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 反対株主の差止請求（会社法第 796 条の 2）

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第 797 条）

当社において、本合併は会社法第 796 条第 2 項本文に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2023 年 7 月 31 日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し本合併に対する異議申述の催告を行いました。所定の期間内に同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2023 年 9 月 1 日をもって、ゼータ・ブリッジの資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2023 年 9 月 15 日（予定）

7. その他本合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

2023年7月31日

吸収合併に係る事前開示事項に関する書面

東京都品川区大崎二丁目11番1号
株式会社ゼータ・ブリッジ
代表取締役 千輝仁

当社は、SMN株式会社（東京都品川区大崎二丁目11番1号）と、2023年6月22日、SMN株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に関する吸収合併契約を締結いたしました。

本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、以下のとおり本件合併に関する事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容

別添「吸収合併契約書」記載のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

SMN株式会社は、当社の発行済株式の全部を保有する完全親会社であるため、合併に際し、株式の発行及び金銭等合併対価の交付を行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社についての計算書類等に関する事項

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の末日後に重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社についての計算書類等に関する事項

当社において、最終事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の末日後に重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

SMN 株式会社の最終事業年度の末日の貸借対照表における資産の額は、その負債の額を上回っております。SMN 株式会社において 2023 年 4 月 1 日以降本日までの間、及び、当社において 2023 年 4 月 1 日以降本日までの間、合併効力発生日以後における債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、継続的な損失等は生じておりません。また、合併効力発生日以後の当社の財務及び損益の状況については、SMN 株式会社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。

以上により、合併効力発生日以後における SMN 株式会社の債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

6. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上

合併契約書

SMN 株式会社（住所：東京都品川区大崎二丁目 11 番 1 号 以下、「甲」という。）、株式会社ゼータ・ブリッジ（住所：東京都品川区大崎二丁目 11 番 1 号 以下、「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式）

甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（合併の効力発生日）

効力発生日は、2023年9月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（合併に際して交付する株式及び割当て）

甲は乙の完全親会社であるため、甲は合併に際して交付する株式及び割当ては存在しない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額）

合併により、甲は資本金の額及び資本準備金の額を変更しない。

第5条（合併承認決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に定める簡易合併の規定により、本契約に関する株主総会は開催しないものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に定める略式合併の規定により、本契約に関する株主総会は開催しないものとする。

第6条（権利義務の承継）

乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、これに合併の効力発生日までの間においてその資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明確にし、合併の効力発生日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産の管理運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを実行する。

第8条（合併に際して就任する取締役及び監査役）

合併に際して、新たに甲の取締役及び監査役に就任する者はいない。

第9条（従業員の引継ぎ）

甲は、乙の従業員全員を、合併の効力発生日において、甲の従業員として引き続き雇用する。ただし、勤続年数については、乙の従業員は乙における計算方式で、年数を通算し、その他細目については、乙の従業員は甲乙協議の上、それぞれ定めるものとする。

第10条（剰余金配当の額）

甲及び乙は、合併に際して剰余金の配当を行わない。

第11条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲及び乙の資産若しくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（合併契約の効力）

本契約は、合併の効力発生日において会社法第796条第2項の規定に定める簡易合併の要件をみたさないときまたは法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第13条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲及び乙記名押印の上、甲が保有する。

2023年6月22日

甲 住 所 東京都品川区大崎二丁目11番1号
会社名 SMN株式会社
代表取締役 井宮大輔



乙 住 所 東京都品川区大崎二丁目11番1号
会社名 株式会社ゼータ・ブリッジ
代表取締役 千輝仁

